

議 案 第 4 号

松戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成26年6月17日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

建築物の耐震改修の促進に関する法律及びエネルギーの使用の合理化に関する法律の改正に伴い、条例中のこれらの法律の引用部分を改正後のこれらの法律に合わせるため。

松戸市手数料条例の一部を改正する条例

松戸市手数料条例（昭和27年松戸市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第4第2項の表備考中「第8条第1項」を「第17条第1項」に改め、別表第4第9項の表備考第2号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。